

報告第15号

専決処分の報告（令和6年度 古堅南小学校外構2期整備工事請負契約の変更）について

令和6年7月30日議案第45号で議決された令和6年度 古堅南小学校外構2期整備工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、契約金額の変更を別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告します。

令和6年12月10日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實



建設工事請負変更契約書

令和 6年 7月 30日 に締結した契約については、設計変更等により契約事項の一部を次のとおり変更する。

1. 工 事 名 令和6年度 古堅南小学校外構2期整備工事
2. 工 事 場 所 古堅南小学校地内
3. 工 期 自 令和 6年 7月 31日
至 令和 7年 1月 31日
4. 原契約額に対する変更増額 ¥3, 168, 000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥288, 000-)
5. 変更後の請負代金額 ¥194, 238, 000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥17, 658, 000-)
6. 契約保証金 免 除
7. 解体工事に要する費用等

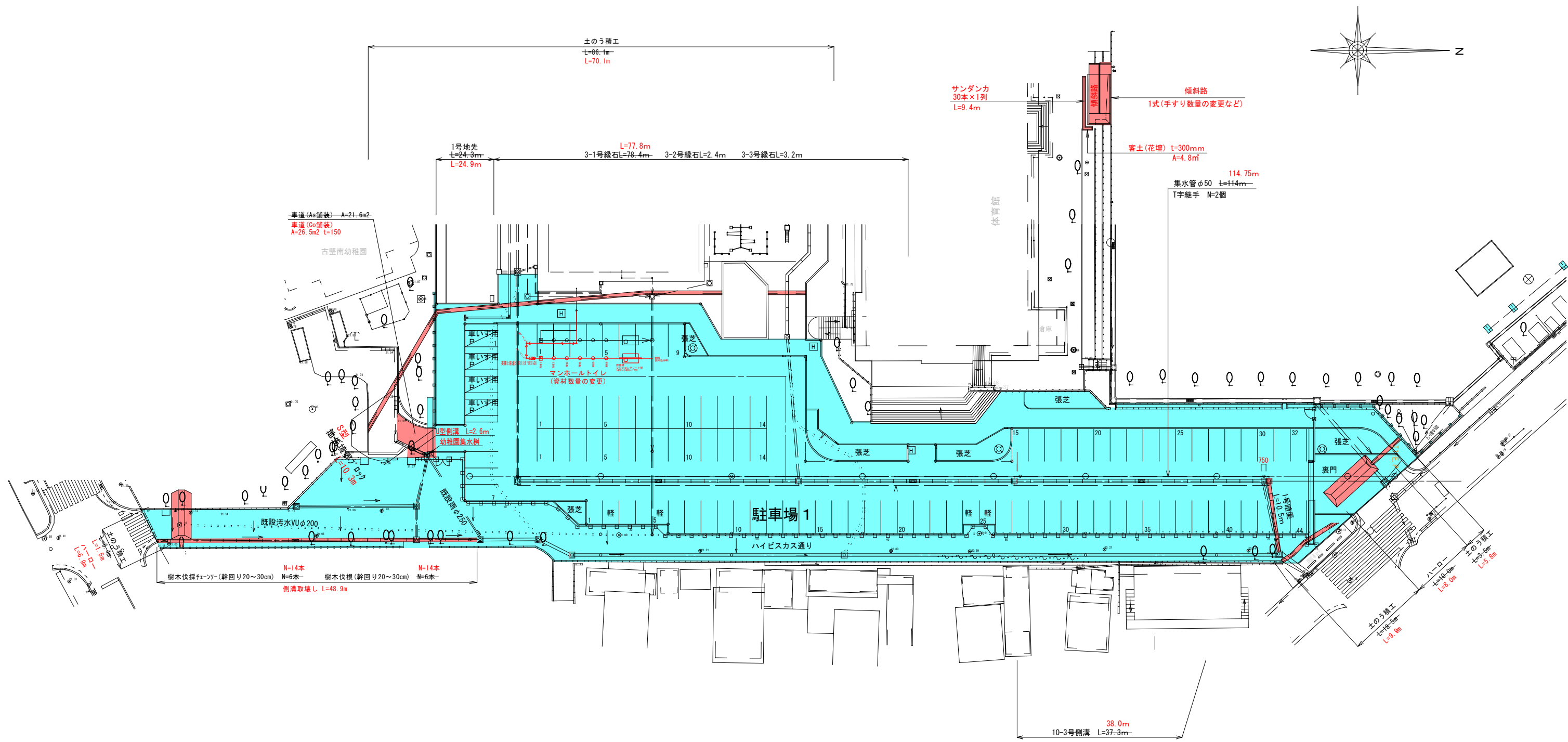
建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をする施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について別紙のとおりとする。

上記各項を双方承諾の上、本書3通を作成し、当事者記名押印し各自1通を保有するものとする。

令和 6年11月14日

発 注 者	読谷村長	石嶺 傳實
受 注 者	有限会社繁久産業・株式会社大米工業 特定建設工事共同企業体	
代 表 者	住 所	沖縄県中頭郡読谷村字古堅975番地2
	商号又は名称	有限会社繁久産業
	氏 名	代表取締役 比嘉 勝弘
構 成 員	住 所	沖縄県中頭郡読谷村字都屋343番地 (2F)
	商号又は名称	株式会社大米工業
	氏 名	代表取締役 米須 良久

令和6年度 古堅南小学校外構2期整備工事 計画平面図



契約変更（主な内容）
土砂等受入先の変更による運搬距離変更
赤土流失防止対策の土のう及びハーローの追加
傾斜路の仕様変更による数量と植栽追加
幼稚園正門付近の舗装、側溝及び集水樹の変更

凡 例	
	工事変更箇所